

令和2年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出期限

※令和元年度とは提出期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

サービス種類	内容	提出期限
【訪問系サービス】 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	前年度の実績で特定事業所加算を算定する場合	令和2年3月31日（火） ※消印有効
	直近3ヶ月実績で特定事業所加算を算定する場合	令和2年4月15日（水） 厳守※消印有効
	令和2年4月1日・令和2年5月1日から新たに特定事業所加算を算定する場合	令和2年3月11日開催の説明会にてご案内。
	特定事業所加算を算定しない場合	提出不要
療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 自立生活援助 共同生活援助 就労定着支援 就労移行支援 就労継続支援 (A型・B型)	全事業所	令和2年4月15日（水） 厳守※消印有効
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 (地域移行・地域定着)	令和2年4月1日・令和2年5月1日から新たに加算を算定する場合、加算や施設区分に変更がある場合	令和2年4月15日（水） 厳守※消印有効
	加算の区分・加算の内容に変更がない場合	提出不要
	加算を算定しない場合	提出不要